

判決年月日	平成24年2月8日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成23年(行ケ)第10171号		

○名称を「熱反応修正システム」とし、相対湿度、周囲温度に基づいて修正したプリントヘッド要素の温度と所望のプリント濃度に基づきプリントヘッド要素への入力エネルギーを補正するステップを有する補正発明について、引用例には、相対湿度と周囲温度に基づきプリントヘッド要素の温度を修正するステップを設けることの示唆ないし動機付けはなく、プリントヘッド要素の温度を修正して入力エネルギーを計算することが、適宜設計し得るものということもできないとして、当業者において、引用発明等に基づき補正発明を容易に発明することはできないと判断した事例

(関連条文) 特許法29条2項

1 原告は、サーマルプリンタにおけるプリントヘッド要素への入力エネルギーの補正に係る発明(本願発明)について特許出願したが、拒絶査定を受けたことから、審判請求をするとともに、手続補正(本件補正)をした。しかし、特許庁は、本件補正発明は独立特許要件を欠くとして本件補正を却下した上、本願発明についても、引用発明1及び2に基づき当業者が容易に発明をすることができたものであるとして、請求不成立の審決をした。そこで、原告は、審決の取消しを求めて訴えを提起した。

2 主たる争点は、本件補正発明の進歩性の有無である。

3 本判決は、要旨次のとおり判示して審決を取り消した。

本件補正発明は、相対湿度、周囲温度に基づいて修正されたプリントヘッド温度を識別するステップを有するところ、引用例2に記載された補正は、環境温度及び環境湿度に基づきプリントヘッド要素の温度を修正するものではないから、引用例2には、引用発明1において、環境湿度と環境温度とに基づいて、プリントヘッド要素の温度を修正するステップを設けることの示唆ないし動機付けはない。また、入力エネルギーを計算する際に計算効率を向上するためにプリントヘッド要素の現在の温度を修正することが技術常識であるとすべき根拠も見当たらないから、プリントヘッド要素の温度を修正して入力エネルギーを計算することが、当業者が適宜

設計し得るものであるということもできない。したがって、本件補正発明が独立特許要件を欠くとして本件補正を却下した本件審決は、その判断を誤るものである。